

町田市と南多摩斎場組合との間における南多摩斎場組合会計事務の委託に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 1 2 月 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市と南多摩斎場組合との間における南多摩斎場組合会計事務の委託に関する協議について

町田市と南多摩斎場組合との間における南多摩斎場組合会計事務の委託に関し、別紙により協議する。

別紙

町田市と南多摩斎場組合との間における南多摩斎場組合会計事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 南多摩斎場組合（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を町田市（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 会計事務のうち、現金の収納、支払及び保管

(2) 前号に掲げる事務に付随する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、事務を受託する乙の条例、規則その他の規定等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 甲の管理者は、必要があるときは、乙の長に対して委託事務に係る情報の提供を求めることができる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び支払いの時期については、甲及び乙の長が協議して定める。

(委任)

第4条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。